

## 国民年金 付加年金制度

3 すべての人に  
健康と福祉を

国民年金の保険料は定額ですが、この他に月額400円を納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされ、将来受け取る年金の額を増やすことができます。付加年金の年金額は「200円×付加保険料納付月数」です。

**対** 自営業などの国民年金の第1号被保険者(国民年金基金に加入中の人を除く)

**他** 付加保険料の納付は、申込月から

**申・問** ・日本年金機構 草津年金事務所  
国民年金課(西渋川一)  
☎567-2220、FAX562-9638  
・保険年金課(1階)  
☎561-2367、FAX561-2480

## 定額減税補足給付金(不足額給付)の受付を開始します

国の経済対策に基づき、定額減税しきれない人などに給付措置を実施するもので、当初調整給付※の支給額に不足が生じる場合に、給付を行います。

※昨年に「定額減税しきれないと見込まれた人」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金(当初調整給付)を支給しています

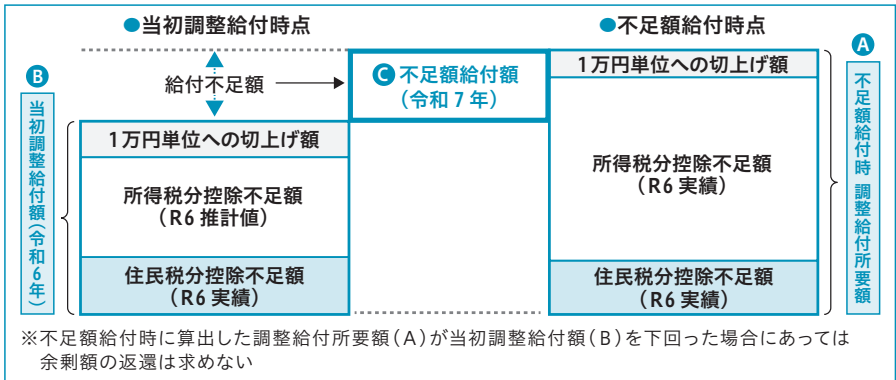
### **対** 不足額給付1 次の全てに該当する人

- 令和7年度の住民税が市で課税されている人(令和7年1月1日時点で、市に住民登録がある人)
- 令和6年分の所得税および令和6年度の住民税所得割のどちらか、もしくは両方が課税されている人
- 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得などを基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額などが確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた人

### ●給付金の額

#### 不足額給付1

令和6年に給付対象となった当初調整給付額を、令和7年の不足額給付額算出時点の調整給付所要額が上回る額



### 不足額給付2 4万円を上限として、支給要件を満たす額

## 6月定例会市議会



6月6日に開会し、市長が提出した議案20件を原案どおり可決等しました。また、議員が提出した意見書案5件のうち、2件を可決、3件を否決とし、6月27日に閉会しました。主な議案は次のとおりです。

《市長が提出したもの》

補正予算＝令和7年度草津市一般会計補正予算(第1号)

条例案件＝草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案など

一般議案＝財産の取得につき議決を求めることについてなど

人事案件＝平井町財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてなど

《議員が提出したもの》

意見書＝米の価格の抑制および安定供給を求める意見書案など

**問** ・総務課(3階) ☎561-2301、FAX561-2483  
・議事庶務課(3階) ☎561-2413、FAX561-2485



### 不足額給付2 次の全てに該当する人

- 令和7年1月1日時点で、市に住民登録がある人
- 令和6年分の所得税および令和6年度の住民税所得割とともに定額減税前税額が0円であり、本人として定額減税の対象外である人
- 税制度上、扶養親族の対象外であり、扶養親族等として定額減税の対象外である人(事業専従者の人、合計所得金額48万円超の人)
- 令和5年度または令和6年度の低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主または世帯員に該当していない人

### **申** 10月31日(金)まで(必着)

- 市で把握している情報から、支給要件に該当する人に、順次書類を発送しています。申請が必要な人は、必要事項を書いて、必要書類を返送してください
- 令和5年以降に転入してきた人や未申告の人などは、支給要件に該当しても、書類が届かない場合があるので、お問い合わせください



**問** 人とくらしのサポートセンター(1階)  
☎561-6889、FAX561-2482



## はしかわ市長の だいすき!くさつ



### 草津ブルー 輝く アオバナの魅力

まだまだ暑い日が続いていますが、皆様、熱中症にはくれぐれもご注意ください。さて、この暑い時期に見頃を迎えるのが、市の花アオバナです。正式名称は「大帽子花」といいます。つゆ草の変種で、毎年7月から8月に咲いて、きれいな青色の花を咲かせます。昭和56(1981)年1月に、草津市の花に制定されました。今はアオバナの生産農家も少なくなり、また花が昼頃にはしおれてしまうことから、市の花であるにもかかわらず、直接アオバナを見たことがない人も多いと思います。

花びらを搾った汁を使った青花紙は、江戸時代から草津の名産品として知られています。アオバナの搾り汁は水に溶けやすいことから、友禅染などの染め物の下絵描きに使われてきました。時代の移り変わりとともに、アオバナ産業は衰退していきしましたが、青花紙は今も保存会によって作り続けられています。

アオバナの生産者や事業者などで構成する草津あおばな会では、アオバナの歴史を伝え、より多くの人に知っていただきたいとの思いで、毎年、草津あおばなフェスタを開催しています。今年は6月29日にみず

の森で開催され、私も参加しました。9時から開催するイベントでしたが、さまざまな体験を楽しみにしていただいた方々が、開園前から行列をつくり、暑い中待っていてくださいました。アオバナで染めた木の球を使用したアオバナストラップづくりや、うちの塗り絵体験、手形をアオバナに見立てて制作する手形アートづくりなどが行われ、大人も子どもも楽しそうに体験されている姿を拝見し、皆様にアオバナを身近に感じていただけることをうれしく思いました。

アオバナは、フラボノイドなどのさまざまな成分が含まれていることから、食品としても活用されています。近年ではアオバナの花びら由来の青色を、食品へ着色することが可能になったことから、令和5(2023)年6月に「草津ブルー」の商標登録を行いました。今年6月からは、立命館大学の学生が考案したあおばなフロートが、市内のホテルで8月末まで提供されるなど、広がりを見せています。

直接アオバナを見る機会は少なくなりましたが、草津ブルーのきれいな青色を使った製品が増え、市の花アオバナが広く皆様に愛されることを願っています。

## フリガナの 通知ハガキを必ず 確認しましょう!



戸籍法の改正により、戸籍に氏名のフリガナを記載する制度が始まりました。本籍が草津市の人には、8月下旬から順次、戸籍に記載予定のフリガナを印刷したハガキが届きます。必ず内容をご確認ください。

**問** 市民課(1階) ☎050-2018-0512(市戸籍フリガナ電話相談窓口) FAX561-2492

## 原爆死没者の慰霊と 平和の祈り



昭和20(1945)年8月6日午前8時15分に広島、9日午前11時2分に長崎へ、原子爆弾が投下されました。亡くなった人のご冥福と恒久平和を祈念し、それぞれの時刻に、1分間の黙とうをお願いします。

**問** 人権政策課(6階)  
☎561-2335  
FAX561-2488



## ●屋外スピーカーで情報伝達試験を行います

非常時に備え、Jアラートを用いて情報伝達試験を行います。

### Jアラート(全国瞬時警報システム)

地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて伝えるシステム

### **☎** 8月20日(水) 11:00ごろ(予告放送10:00ごろ)

- 他** ・コミュニティFMラジオ「えふえむ草津(78.5MHz)」でも、試験放送が流れます
- 屋外スピーカーから情報が聞き取れなかったときは、電話自動応答システム(☎0120-119-932)で情報確認ができます

## ●くさつシェイクアウト

市で一斉に、シェイクアウト訓練を行います。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

### **☎** 9月1日(月) 9:45(予告放送)、10:00(本放送、約1分間)

- 所** 自宅や学校、職場など
- 他** 屋外スピーカーからの情報や、えふえむ草津からの訓練放送を合図に行います。参加人数を把握するため、8月29日(金)までに、参加登録をお願いします。詳しくは、市ホームページをご覧ください

**問** 危機管理課(1階) ☎561-2325、FAX561-6852

